

那覇市在宅医療・介護連携支援センター
ちゅいしーじー那覇 研修会

身寄りのない方の意思決定支援のあり方 ～「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について～

2022(令和4)年11月14日

ゆいま～る法律事務所 弁護士 寺田 明弘

自己紹介

- 京都出身の49歳(うちなーむーくー)・3児の父
- 趣味 草野球、バスケ、スポーツ観戦、将棋をちょっと
- 弁護士15年目
 - 高齢者・障がい者問題、消費者問題、暴力団対策など何でも
- 福祉職経験あり(東京山谷のホスピス「きぼうのいえ」)
 - 福祉と司法をつなぐ役割
- 宮古島(弁護士が少ない地域)で3年間活動
- 「幸せに生きるための方法」を探すお手伝い

1 ガイドラインの基本的な考え方

「身寄りがない方」

- ①身寄りがない人
- ②身寄りはあるが、家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ③身寄りはあるが、家族の支援が得られない人



ガイドラインでは、「身元保証人・身元引受人等」がないことを前提とした医療機関の対応方法を示した

●「身元保証等高齢者サポートサービス」について

ニーズがあり、有用ではある

↓ しかし、

- ① 困り込みをする傾向にある（利用者からの苦情もある）
 - ② 費用が高額であることが多い
 - ③ チェック機能がない（指導監督する行政機関が不明、業界団体もない）
- 既存の制度やサービスの利用を前提に、慎重にチェックした上で必要性を見極める

※ご本人をサポートする多職種連携チームに入ってもらえるかも目安になる
※ただし、そもそも認知症などで判断能力がない場合は、身元保証業者との契約はできない（契約できる能力が無いため）

●医療機関が求める「身元保証・身元引受等」の機能・役割

- ①緊急時の連絡先に関する事
- ②入院計画書に関する事
- ③入院中に必要な物品の準備に関する事
- ④入院費等に関する事
- ⑤退院支援に関する事
- ⑥遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事

※医療行為の同意は、本人の一身専属性が極めて強いもの

→「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限なし

●身寄りのない人に必要な支援

- 医療・ケアチームとの連携
- 介護・福祉サービスの相談
- 一時負担金の減額・免除・支払猶予、無料定額診療事業、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などの行政サービス利用の相談
- 支払方法の相談
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の相談

●意思決定支援のあり方 ※意思決定支援ガイドライン参照

○すべての人には自分のことを決める力がある

→どんな人にも意思があり、決める力があるという前提

→主役はご本人！

○後見人ひとりではなく、チームで行う(複合的な視点)

→ご本人もチームに入り、ご本人とともに課題を解決していく

(ケアマネもチームで重要な役割！)

↓ そのためには、

○ご本人の意思を表出しやすい環境の設定

日時・場所、メンバー、情報の提供、ツールの使用、
聞き方の工夫など

→その上で、チームでご本人の意思を引き出す

↓その際、

○**一見不合理に見える決定も尊重されるべき**

→支援者が出した結論ありきになっていないか、

そこへ向けた誘導になっていないか

★支援者の役割は、施設に入れることなのか？

「NO」と言えない女性

↓



○実現それ自体より、ご本人と一緒に実現を目指していく過程が重要

→もし自分が支援を受ける側だったら安心して任せられるか
という視点

★自分の知らないところで自分のことを勝手に決められるなんて…
そんな支援者を信用できるか？

★支援の目的をどこに置くのか？

**○意思決定支援の会議の内容は記録に残す
(アセスメントシートの活用)**

2 医療機関における身寄りがいない人への 具体的対応

(1) 本人の判断能力が十分な場合

(2) 本人の判断能力が不十分で後見制度を利用している場合

(3) 本人の判断能力が不十分で後見制度を利用していない場合

→それぞれの場合に①～⑥について検討

①緊急時の連絡先に関すること

②入院計画書に関すること

③入院中に必要な物品の準備
に関すること

④入院費等に関すること

⑤退院支援に関すること

⑥遺体・遺品の引き取り・葬儀等
に関すること

(1) 本人の判断能力が十分な場合

① 緊急時の連絡先に関すること

○ 親族・友人・知人がいれば依頼する

○ いないときは、生保、日自、身元保証団体、各種福祉サービスなどの担当者に連絡して相談

○ 緊急連絡先がない場合は、そのことを記録して、考えられる緊急時対応について本人の意思決定を支援する

※ご本人で決める能力がある

②入院計画書に関すること

○本人が理解できるようにわかりやすく説明

→家族、ケアマネ、相談支援専門員、友人・知人などの同席も

※あくまで本人の意向を確認した上で(個人情報保護の問題)

③入院中に必要な物品の準備に関すること

○基本は医療機関で購入や貸し出しができる環境が望ましい

○緊急時の連絡先の確認時に確認した身近な人に相談

→有償のサービスの利用も

④入院費等に関すること

○原則本人が支払う

○未払回避のため、保険証の確認、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の利用も

⑤退院支援に関すること

○ケアマネ、相談支援専門員、任意後見、身元保証団体など

これまで関わりがあった関係者がいる場合

→これらの関係者と本人の意向を確認しながら進める

○これらの関係者がいない場合は新たに本人をサポートするチームを作る

→包括、基幹、生活保護などの相談窓口へ

※今後に備えて任意後見契約の検討も

⑥遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

○基本は市町村が行う

(2) 本人の判断能力が不十分で後見制度を利用している場合

① 緊急時の連絡先に関すること

- 成年後見人に緊急連絡先となるかどうか確認
- 他になりうる親族がいる場合は、親族と後見人間で確認

② 入院計画書に関すること

- 本人が理解できるようにわかりやすく説明
 - 家族、ケアマネ、相談支援専門員、友人・知人などの同席
- 診療契約の代理権を持つ後見人にも説明して確認を求める

③入院中に必要な物品の準備に関すること

○基本は医療機関で購入や貸し出しができる環境が望ましい

○これらは後見人の業務ではないが、有償のサービスの
手配をするのは後見人の業務

※もともと、これらを後見人が対応する場合もある

④入院費等に関すること

○後見人が本人の財産から支払う

※後見人がいる場合は未納の問題はクリア出来るので
保証人不要

⑤退院支援に関すること

○本人の意向を確認した上で後見人に相談

→退院後のサービスの契約は後見人の業務

○居室の明渡し、転院退院の付添いなどは後見人の業務ではないが、
そのためのサービスを手配するのは後見人の業務

⑥遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

○後見類型だと一部は後見人が可能→後見人に相談する

※ご遺体の搬送、火葬、納骨までの手配は後見人が裁判所の
許可をもらって行うことが出来る

→葬儀が喪主が行うものなので後見人は主催できず

○保佐・補助だと個別の死後事務委任契約があれば対応可能

※死亡届の提出は後見人等でも可能

(3) 本人の判断能力が不十分で後見制度を利用していない場合

① 緊急時の連絡先に関すること

○ 親族・友人・知人がいれば依頼する

○ いないときは、その内容をカルテに記録する

→ その上で、包括、基幹、生活保護などの相談窓口へ相談

※ 成年後見制度利用の検討も

②入院計画書に関すること

○本人が理解できるようにわかりやすく説明

→家族、ケアマネ、相談支援専門員、友人・知人などの同席も

○本人が理解できないと思われる場合は、家族等へ説明

→説明できる家族等がない場合は、本人への説明を試みた上で、その旨をカルテに記載することで対応

③入院中に必要な物品の準備に関すること

○基本は医療機関で購入や貸し出しができる環境が望ましい

○緊急時の連絡先の確認時に確認した身近な人に相談

→有償のサービスの利用も

④入院費等に関すること

○可能な限り本人の金銭管理の方法を確認

→金銭管理をしている人がいればその人に確認する

(本人の意向を確認した上で)

○未納回避のため、保険証の確認、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の利用も

○日常生活自立支援事業や**成年後見制度の利用も検討**

→これらによって未納を回避できる

⑤退院支援に関すること

○ケアマネ、相談支援専門員、任意後見、身元保証団体など

これまで関わりがあった関係者がいる場合

→これらの関係者と本人の意向を確認しながら進める

○これらの関係者がいない場合は新たに本人をサポートするチームを作る

→包括、基幹、生活保護などの相談窓口へ

※成年後見制度の利用も検討

⑥遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

○基本は市町村が行う

●ポイントとなる点

○「**身元保証人・身元引受人等がないから入院できない**」

という対応は誤り(医師法違反になりうる、厚労省からの通達も)

○しかも、後見人やケアマネにその役割を求めるのも問題

(業務を超えている)

→このガイドラインを踏まえて、医療機関の意識を変える必要がある

※医療機関がガイドラインのことを知らない場合が多い・・・

(医師が手術の同意書に代筆すると言いだしたケースも)

※医療機関内で情報共有ができていないケースも多い

○病院受診支援をする業者が増えている

→対応する介護タクシー業者も

○医療保護入院は強制入院なので、慎重な手続が必要

ただし、成年後見人には同意権あり→後見制度の利用も検討

○悩んでいる案件は早めに包括などに相談

→弁護士への相談につないでもらうことも可能

※「地域包括と弁護士会の連携事業」

- ・包括からすぐに担当弁護士に相談ができる
- ・必要があれば担当弁護士との面談での相談も可能
- ・ご本人の相談案件も対応可能

→法的な問題でなくとも相談可能

★現在、那覇市、沖縄市、うるま市、北中城村、宜野湾市、豊見城市、南風原町で実施中→11月から浦添市、読谷村でも開始

○成年後見制度の利用

- 申立手続は慣れてしまえばそれほどでもない
 - 家裁申立用書式の医師の診断書が必要 ※医師がすぐに作成してくれないケースも
 - 申立人は4親等内の親族、市町村長、本人 ※市町村長申立ては限定的…
 - 申立費用自体は1万円前後
 - 専門家に依頼すると10～15万円程度追加
 - 法テラスの援助の利用も可能
 - 生保受給またはそれに準ずる場合はご本人負担なしになることも
 - 後見人の報酬はそれほど高くない事が多い
 - 財産が乏しい方は市町村による報酬助成の制度もある
- 「お金が無いから後見制度を利用できない」ということはない**

3 医療に係る意思決定が困難な場合の対応

「人生の最終段階における医療・ケアの決定のプロセスに関するガイドライン」



心身の状態に応じて意思は変化しうる！

→ **繰り返し話し合い**をして、**その都度記録**に残していくことが重要

★最初に同意書を取ったらそれで終わりではない

また、最初に家族の同意書を取れば良いというものでもない

●医療行為の同意について

○同意の意味

【原則】患者の同意なく医療行為を行うことは違法

→同意があれば違法性がなくなる

↓ もっとも、

【例外】

- ①緊急時は同意がなくても医療行為を行いうる
- ②同意が得られない場合でも、推定的承諾が認められる場合は同意不要
- ③侵襲が軽微なものであり、患者がその意味を認識または当然認識すべき場合も同意不要

○有効な同意とは？

→そもそもご本人に**同意能力**がないと有効な同意にはならない
(違法性がなくなる)



○同意能力とは？

→医療行為の意味が理解でき、どのような結果が生ずるかを判断する能力があれば足りる ★契約などの同意よりは軽い！

↓ そうすると、

ご本人に同意能力がある場合は、ご本人から同意を取れば足りる
→この場合は家族などからの同意は不要！

※後述するように、家族から取るときも、ご本人の意思を推定できるだけの近い関係にある家族から(家族であれば誰でも良いわけではない)

●身体拘束について

身体拘束は**許されないのが大原則！**

例外的に、「**正当な理由**」として

①切迫性、②非代替性、③一時性のすべての要件を満たすときのみ

★あくまでこれらの3要件全てを満たすときのみ

→本人や家族の同意があれば許されるものではない！！！！

↓さらに、

○組織での決定、行動支援計画の作成

○本人及び家族に十分な説明 ★ここで同意書が必要

→事前に同意を得ている場合でも、改めて個別に説明して同意を得る

○記録の作成→記録を本人及び家族に見せて説明する

○早期に終了できるように常に観察、再検討、要件満たさない場合は直ちに解除

なぜ条件が厳しいのか



- そもそも身体拘束は重大な人権侵害(犯罪行為にもあたる)
- 利用者の行動面の解決に向けた支援がなされない中で繰り返される
身体拘束は、**かえって利用者の心理的ストレスを増幅させるだけ**
→結果として行動面での「障がい」を強化することになってしまう
- ★成年後見人は身体拘束の同意書に署名はできない
(身体への強制については同意権なし)
→関係が薄い家族、親族、知人はもちろん、ケアマネなどの支援者もだめ

●【人生の最終段階では？】

(1)ご本人の意思確認ができる場合

→ご本人の意思尊重(ご本人と医療・ケアチームとの合意形成へ)

(2)ご本人の意思確認ができない場合

①家族等がご本人の意思を推定できる場合

→その推定意思をもとにご本人にとっての最善の方針をとる

②家族等がご本人の意思を推定できない場合

→家族等と医療・ケアチームの話し合いによってご本人にとっての最善の方針をとる

③家族等がない場合、家族等が医療・ケアチームに委ねる場合

→医療・ケアチームにおいて、ご本人にとっての最善の方針をとる

(1)ご本人の意思確認ができる場合

ご本人の意思確認ができる(同意能力がある)ので、
ご本人の意思を尊重するのが基本

↓ただし、

この意思決定をどのように支援していくのか

→何でもかんでもご本人の意思を尊重ということで良いのか

十分な検討が必要

↓

どのように意思決定支援をしていくのか

①医師等から適切な情報の提供と説明

+

ご本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い

→これらを踏まえてご本人の意思決定へ

↓また、

②状況に応じてご本人の意思は変化しうる

→その都度ご本人の意思決定を示す、ご本人との話し合いを

繰り返し行う

↓さらに

③事前に家族等の信頼できる者を、自らの意思を推定する者として

定めておく

○医療・ケアチーム

→担当医師、担当看護師、それ以外の医療・介護従事者、
ケアマネ、ヘルパーなど



ご本人、信頼できる家族等も含めて、繰り返し話し合いを行い、
記録をして共有していくことが、ご本人の意思の尊重につながる



ACP(アドバンスケアプラン)の実施が重要 ★「人生会議」

(2)ご本人の意思が確認できない場合

①家族等がご本人の意思推定ができる場合

→家族等は、ご本人の意思を推測しかつご本人の最善の利益を図りうる立場にある **「どのような生き方を望んできたか」**

→推定した意思をもとにご本人にとっての最善の方針をとる

★「家族等」には、親しい友人や信頼関係によっては
成年後見人等も含まれる場合もある

→単身世帯の増加から「ご本人が信頼できる人」という趣旨へ

→複数も想定

②家族等がご本人の意思推定ができない場合

- ご本人に代わる者として家族等と医療・ケアチームとの話し合いによって、ご本人にとって最善の方針をとる
- 時間の経過や状況の変化に応じて、このプロセスを繰り返し行う

③家族等がない場合、家族等が医療・ケアチームに委ねる場合

- 医療・ケアチームにおいて、ご本人にとっての最善の方針をとる

★いずれもACPや事前指示書(リビングウィル)があれば、これがご本人の意思を推定する重要な判断材料になる！

○現状では、成年後見人には医療行為の同意権はない。
→広くご本人の代理権が認められる成年後見人ですら、ご本人の
生命身体に関わる重要な決定を単独で行うことはできない



相談員やケアマネージャーにできないことは明らか！

○ACPの実施及びご本人の意思決定の確認の過程をきちんと
記録に残しておく

→話し合いは必ず記録に残す

→「念書」1枚で済ませるようなものではない

ご質問・ご相談はご遠慮なく！

ゆいま～る法律事務所 弁護士 寺田明弘

〒901-0151 那覇市鏡原町27-1 鏡原産業ビル1階

電話 098-996-1586 (くる、行こうハロー)

FAX 098-996-1587

Email: a-terada@dune.ocn.ne.jp

事務所ホームページ <http://yuimar-law.com>